

幸区地域福祉計画推進会議運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(会議の目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること
- (3) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 区長は、次に掲げるものを会議の委員として就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者又は関係者
- (3) 公募市民
- (4) その他区長が認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、幸区地域福祉計画の計画期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。